令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールソーシャルワーカー募集案内

１　募集職種

熊本県スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員パートタイム）

２　職務内容　（変更の範囲：変更なし）

所属長の指揮監督の下に、概ね次の各号の職務を行う。

（１）困難な状況にある児童生徒に関するアセスメント及び状況把握、支援
（２）学校、家庭、関係機関等による支援ネットワークの構築及び連携・調整
（３）多職種連携によるケース会議等の開催及び参画（学校内のチーム体制の構築、支援）
（４）教職員、保護者等に対する支援・相談・情報提供
（５）教育支援センター等や学校支援アドバイザー配置事業等への専門的協力・支援
（６）保護者、教職員等に対する専門的相談、助言及び情報提供
（７）学校及び地域における福祉的視点に基づく啓発・研修活動への支援
（８）その他、スクールソーシャルワーカー活用事業の目的に沿い、職務監督者が適当と認める業務

３　採用予定人数

１７名程度

４　勤務条件

（１）職の区分：地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職
（２）任用期間（予定）：令和９年（２０２７年）４月１日～令和１０年（２０２８年）３月３１日
（３）勤務地　：県内９教育事務所(注1)山鹿市教育委員会及び県立学校（拠点校）

注１：宇城教育事務所（宇城市）、玉名教育事務所（玉名市）、菊池教育事務所（菊池市）、阿蘇教育事務所（阿蘇市）、上益城教育事務所（御船町）、八代教育事務所（八代市）、芦北教育事務所（芦北町）、球磨教育事務所（人吉市）、天草教育事務所（天草市）

（４）勤務時間：１か月につき２０日以内、１週間につき２９時間以内とし、１日の勤務時間は６時間程度
（５）休憩時間：所属長の定めるところによる。
（６）休日等　：熊本県の休日を定める条例第１条に定める県の休日とする。
（７）休暇等　：年次有給休暇　あり
※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（産前産後休暇等）あり
（８）報酬等　：①報酬単価　　時間当たり２，９７９円（令和８年度実績）
②通勤費用　　実費相当額を支給
③期末手当（県が規定する期末手当の支給要件を満たす方のみ）
④勤勉手当（県が規定する期末手当の支給要件を満たす方のみ）
※１　報酬日額（単価）、通勤費用、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行う。通勤等に伴う費用については、県の規定により弁償を行う。
（９）社会保険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
（10）公務災害等保障：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付き採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は１か月とする。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。ただし、採用後１か月間の勤務日数が１５日に満たない場合は、その日数が１５日に達するまで条件付採用期間を延長する。

【「こども性暴力防止法」の対象となる場合】

採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがある。

(12) 服務等：地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務法の適用上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。その他、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。また、熊本県や派遣地域の各種規程やセキュリティポリシーの適用となる。

５　受験資格

以下の項目のすべてに該当する者

（１）地方公務員法第１６条の欠格条項に該当しない者(注2)及び、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に規定する特定性暴力行為者でない者(注3)

（２）精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有する者

（３）精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を取得したのちに、ソーシャルワーカーとして２年以上の職務経験を有する者。ただし、日本ソーシャル教育学校連盟によるスクールソーシャルワーク教育課程修了者登録名簿登録者については、１年以上の職務経験とする。

（４）希望勤務先は考慮するが、原則として、県内いずれの地域でも情熱を持って勤務できる者

（５）普通自動車の運転免許を有する者

注２：地方公務員法　第１６条

次のいずれかの事項に該当する者は受験できない。

１　拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注３：こども性暴力防止法における特定性暴力行為者

過去に児童対象性暴力（刑法等に定めるわいせつ行為や性交等、および自治体条例が定める公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等のうち、児童を対象としたもの）を行い、刑に処せられた者（執行猶予期間中の者や、刑の執行終了後から一定期間が経過していない者を含む）を指す。採用にあたっては、同法に基づき性犯罪歴の確認（指定照会機関への照会等）を行う場合がある。

６　試験の方法

書類選考及び面接試験

応募した者のうち、「５　受験資格」を満たしている者について書類選考の上、令和８年（２０２６年）１２月４日（金）以降、詳細については受験者に通知する。

７　試験日程等

面接試験

（１）面接日時：令和８年（２０２６年）１２月１６日（水）～１２月２２日（火）
のうち２０分程度の時間を指定する。

（２）合格発表：令和９年（２０２７年）１月５日（火）

８　応募方法

・応募者は、令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）まで（必着）に、以下の書類を熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課へ持参又は郵送すること。（ハローワークを通じて申し込む場合は、**「ハローワークの紹介状」**を添付。）

・持参の場合の受付は、平日８：３０から１７：１５まで。郵送の場合は、必ず特定記録郵便とすること。

提出物

（１）令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールソーシャルワーカー応募用紙
（２）受験票を貼った官製はがき
（３）令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールソーシャルワーカー採用試験申込書
（４）精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を証明する書類（厚生労働省が発行した登録証明書の写し）
（５）ソーシャルワーカーとして勤務した勤務先の在職証明書（現在任用中の方は不要）
（６）普通自動車の運転免許証の写し
（７）返信用封筒（宛名を明記し、１１０円切手を貼ること。）
（８）ソーシャルワーカー認定校卒業者（職務経験が２年未満の者）については、日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証の写し
（９）面接日時に関する調査用紙

【連絡先】
〒８６２－８６０９（※この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます）
熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課　生徒指導支援班
スクールソーシャルワーカー募集係
ＴＥＬ：０９６－３３３－２７２０

※予算が成立しなかった場合、採用を中止する可能性があります。
※応募様式は、県のホームページからダウンロードできます。